

報 告 第 1 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月12日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 9 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年5月26日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 17万9,042円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成26年5月9日午前9時頃、市道河又東平線（大永山347番1地先路上）において、北進中の軽自動車に、道路右側に面する山の斜面からの落石が衝突し、車両を損傷した。